

別表第10（第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第4項）

（平25規則68・平25規則81・令元規則19・一部改正）

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、対象となる建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、対象となる建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、幅員及び種類、敷地内の通路の構造並びに車椅子使用者用駐車施設の位置及び寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積、客室の数、移動等円滑化経路及び案内設備までの経路の位置、車椅子使用者用客室及び案内所の位置、別表第5の13の項に規定する標識の位置、同表の14の項(1)に規定する案内板その他の設備の位置、同表の14の項(2)に規定する設備の位置、移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造、車椅子使用者用客室の便所及び浴室等の構造、便所の位置及び構造並びに階段、踊場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造
	2面以上の断面図	縮尺及び床の高さ
道路	案内図	方位、道路及び目標となる地物
	概略図	縮尺、方位、立体横断施設の位置、規模及び形状並びに当該立体横断施設に設置する階段、通路、昇降機その他の主要部分の位置及び寸法
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、主要な出入口及び園路、土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員

公共交通機関 の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、事前協議に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り並びに乗降場、通路、階段、昇降機、車椅子使用者が円滑に利用できる便房を有する便所その他の主要部分の位置及び寸法
共通	その他市長が必要と認める図書	

(備考)

施設の区分に応じた図書を添付すること。